

定 款

特定非営利活動法人
滋賀リリースサポートセンター

特定非営利活動法人 滋賀リリースサポートセンター 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 滋賀リリースサポートセンターと称す。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を滋賀県彦根市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、障害(児)者、及び高齢者に対して、地域で自立した生活を営んでいくために必要な事業を行い、福祉の増進を図り、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

1. 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
2. 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① ホームヘルパー派遣事業
- ② 介護保険法に基づく訪問介護事業
- ③ 介護保険法に基づく介護予防訪問介護事業
- ④ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- ⑤ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業
- ⑥ 福祉に関する権利擁護活動
- ⑦ 福祉に関する情報の提供事業
- ⑧ 障害(児)者、及び高齢者の自立支援に関する事業
- ⑨ 障害(児)者、及び高齢者の政策に関する事業
- ⑩ 子育て支援事業
- ⑪ マッサージ事業
- ⑫ 福祉有償運送事業

- ⑬ 一般乗用旅客自動車運送事業
- ⑭ 特定旅客自動車運送事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、運営会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 運営会員 この法人の目的に賛同して入会し、総会において議決権を有する個人。
- (2) 賛助会員 この法人の趣旨に賛同する個人及び団体。

(入会)

第7条 運営会員及び賛助会員として入会しようとするものは、その旨を記載した入会申込書を理事長に提出するものとする。

- 2. 理事長は、前項の入会申し込みがあったときは、正当な理由がない限り入会を認めるものとする。
- 3. 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知するものとする。

(入会金及び年会費)

第8条 運営会員及び賛助会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 運営会員及び賛助会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人の死亡、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第10条 運営会員及び賛助会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、及びその他の抛出金品は返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上

(2) 監事 1人以上

2. 理事のうち1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は総会において選任する。

2. 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。

3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4. 監事は、理事又は本会の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、本会を代表してその業務を総括する。

2. 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4. 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。

5. 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) 本会の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、本会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又は本会の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3. 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
4. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 理事が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、その理事に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
2. 監事が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その監事に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3. 前 2 項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局及び職員)

第 20 条 この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置く。

2. 事務局長は、理事会の議決を経て理事長が委嘱し、職員は理事長が任免する。
3. 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第 5 章 会議

(種別)

第 21 条 この法人の会議は総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、運営会員をもって構成する。

2. 理事会は、理事をもって構成する。
3. 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(権能)

第 23 条 総会は以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
 - (2) 解散
 - (3) 合併
 - (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
 - (5) 事業報告及び活動決算
 - (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
 - (7) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 35 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
 - (8) 事務局の組織及び運営
 - (9) その他運営に関する重要事項
2. 理事会は、以下の事項について議決する。
- (1) 事業計画及び活動予算並びにその変更
 - (2) 入会金及び会費
 - (3) 役員職務
 - (4) 規則及び細則の変更
 - (5) 総会に付すべき事項
 - (6) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (7) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 運営会員総数の 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。
3. 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
- (1) 理事長が必要と認めた場合。
 - (2) 理事の現在数の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があった場合。
 - (3) 第 15 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 25 条 総会及び理事会は、前条第 2 項第 3 号及び第 3 項第 3 号の場合を除き理事長が招集する。

2. 総会を招集する場合は、日時及び場所ならびに会議の目的及び審議事項を示した書面を、開会日の 5 日前までに発して行わなければならない。
3. 理事会を招集する場合は、日時及び場所ならびに会議の目的及び審議事項を示した書面又は電子メール若しくはファクシミリをもって、開会日の 5 日前までに招集通知を発信して行わなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合において、理事長が必要と認めて招集するときはこの限りではない。
4. 理事長は前条第 2 項第 1 号及び第 2 号、または第 3 項第 2 号及び第 3 号の請求があった場合は、その日から 30 日以内に臨時総会又は 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

(運営方法)

第 26 条 総会及び理事会の運営方法は、この定款に定めるほか、別に定める規則による。

(会の成立)

第 27 条 総会は、運営会員総数の 2 分の 1 以上が出席した場合に成立する。

2. 理事会は、理事 2 分の 1 以上の出席で成立する。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 2 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した運営会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
3. 理事会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
4. 理事会の議事は、この定款に規定するもののほか、理事総数の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
5. 理事又は運営会員が総会の目的である事項について提案した場合において、運営会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 総会における各運営会員の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため総会に出席できない運営会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の運営会員を代理人として表決を委任することができる。
3. 前項の規定により表決した運営会員は、第 27 条第 1 項、第 28 条第 2 項及び第 36 条の適用については総会に出席したものとみなす。
4. 総会の議決について特別の利害関係を有する運営会員は、その議事の議決に加わることがで

きない。

5. 理事会における各理事の表決権は、平等なるものとする。

6. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

7. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事はその議事の議決に加わることはできない。

(書面等による議決)

第30条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メール若しくはファクシミリをもって表決することができる。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第31条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 各種助成金
- (5) 財産から生じる収益
- (6) 事業に伴う収益

(事業年度)

第32条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び活動予算)

第33条 この法人の事業計画及び活動予算は、理事長が作成し、毎事業年度開始前に理事会の議決を経なければならない。

2. 事業計画及び費用の変更は、理事会の議決を経て行う。

(事業報告及び決算)

第34条 この法人の事業報告書、活動計算書、財産目録及び貸借対照表は、理事長が事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、理事会の議決及び監事の監査を経た上、当該事業年度終了後の通常総会の承認を経なければならない。

(臨機の措置)

第35条 予算をもって定めるもののほか、借入金などの他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄

をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第36条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した運営会員の4分の3以上の多数による議決を経て、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 残余財産の帰属すべき者に係る解散に関する事項
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第37条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 運営会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2. 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、運営会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3. 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第38条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、総会において出席した運営会員の過半数の議決を経て選定された、他の特定非営利活動法人又は公益社団法人、公益財団法人に譲渡するものとする。

(合併)

第39条 この法人が合併しようとするときは、総会において運営会員総数の4分の3以上の議決

を経て、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載してこれを行う。
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第9章 雑則

(細則)

第41条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附則

1. この定款は、本会の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	親崎 泰雄
副理事長	山田 紀子
理事	成宮 邦雄
理事	河合 美樹
監事	木下 茂樹

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず成立の日から平成 23 年 5 月末日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 33 条の規定にかかわらず設立総会の定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第 32 条の規定にかかわらず成立の日から平成 23 年 3 月 31 日までとする。
6. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。
 - (1) 運営会員 = 入会金 5,000 円、年会費 2,000 円
 - (2) 賛助会員 = 入会金 3,000 円、年会費 2,000 円
7. この法人の設立当初の主たる事務所は、滋賀県彦根市芹町 10 番 28-103 号に置く。